

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年4月4日

福井県知事 殿

提出者

住所 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

氏名 敦賀市長 米澤 光治

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0770-21-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	天筒浄化センター
事業場の所在地	敦賀市天筒町5番9号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	F36(水道業)
②事業の規模	処理能力37,575m <sup>3</sup> /日
③従業員数	下水道課職員11人、維持管理業者18人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	○汚泥 当浄化センターで脱水処理→脱水後の汚泥を処分業者(焼却、混練、混合・発酵、天日乾燥)へ処分委託(中間処理後セメント原料、肥料として再利用)

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
廃棄物の発生抑制、再生、適正処理等を計画的に進める。

水道部長 (廃棄物処理総括責任者)  
↓  
下水道課長 (処理計画作成、委託業者選定、委託契約締結)  
↓  
下水道課管理係 (委託基準の遵守、マニフェストの交付・管理等)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 ( 5年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	5459.88 t	t
	(これまでに実施した取組) 効率的な汚泥の濃縮及び脱水、最適な高分子凝集剤の選定、汚泥含水率の管理等の実施により汚泥発生量の抑制を図った。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	5500 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き効率的な汚泥の濃縮及び脱水、最適な高分子凝集剤の選定、汚泥含水率の管理等の実施により汚泥発生量の抑制を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物については汚泥のみ。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物については汚泥のみ。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
①現状	【前年度（                      年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
①現状	【前年度（                      年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（    5    年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	5459.88 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	3753.22 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1706.66 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 優良な処分業者を選定し、委託基準、マニフェスト交付義務等を遵守した。		

②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	5500 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	3900 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1600 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組) 引き続き優良な処分業者を選定し、委託基準、マニフェスト交付義務等を遵守する。</p>			
※事務処理欄			